

認定介護福祉士研修認証規則施行細則

第1章 研修の認証

第1節 認証手続

(申請手続)

第1条 研修認証を申請する団体（以下、「申請団体」という。）は、認定介護福祉士・認証機構（以下「機構」という。）に対し、研修認証申請書（様式第1号）を提出しなければならない。その際、当該申請団体は、公益社団法人日本介護福祉士会（以下「本会」という）に対し、認定介護福祉士認証・認定機構運営委員会（以下、「運営委員会」という。）が定める審査のための費用を支払わなければならない。

2 申請団体は、原則として研修の実施日以前の機構が定める日までに認証申請を行わなければならない。

3 申請団体は、認定介護福祉士研修認証部会（以下「部会」という。）又は研修審査員から、第1項に掲げるもの以外の追加資料の提出を求められたときは、これを提出しなければならない

(申請の取り下げ)

第2条 申請団体は、部会が審査を開始した日以降に申請を取り下げるときは、文書により行わなければならない

2 前項の取り下げを行った場合でも、審査のための費用については返還しない。

(審査)

第3条 研修審査員は、申請団体から提出された資料の書面審査をもとに、審査報告書を作成し、部会に提出する。ただし、申請団体の現職の関係者は、当該団体の申請した研修の審査は行えない。

第4条 部会は、審査報告書に基づき、総括審査報告書を作成し、運営委員会に提出する。ただし、申請団体の現職の関係者は、当該団体の申請した研修の総括審査報告書の作成には加わることができない。

第5条 運営委員会は、総括審査報告書について審議し、認証審査結果を決定する。ただし、申請団体の現職の関係者は、当該団体の申請した研修の認証の審議・決定には加わることができない。

(審査手続要領)

第6条 認定介護福祉士研修認証規則第7条に定める研修認証審査を行うにあたっては、本会のホームページに審査手続の要領を掲載する。

(遵守事項)

第7条 認定介護福祉士研修認証規則第15条に定める認証後の遵守事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 研修の認証を受けた団体（以下「研修実施団体」という。）は、研修を実施・終了したときは、終了後1月以内に機構に対して実施報告書（様式第2号）を提出しなければならない。実施報告の内容は、次に掲げる事項とする。

ア 募集要項記載事項

イ 受講者人数

ウ その他機構が指定する事項

(2) 認証された研修に変更が生じたときは、当該変更事項を速やかに機構に届け出るものとする。なお、認定介護福祉士研修認証規則第10条の認証の有効期間内であっても重大な変更があったときは、再認証を要する場合がある。

(3) 研修期間中に研修実施に支障が生じたときは、研修受講者に不利益が生じない措置を講じる。

(情報公開)

第8条 認証された研修についての次に掲げる事項は、本会のホームページ等で公開する。

(1) 研修実施団体の名称、所在地及び代表者氏名

(2) 研修管理責任者氏名

(3) 該当科目と単位数、研修名称、研修プログラム内容、担当講師、開催予定期日

(4) その他機構が必要と認める事項

第2節 更新

(更新)

第9条 認定介護福祉士研修認証規則第13条に定める認証の更新を受けようとする研修実施団体（以下、「認証更新申請団体」という。）は、認証された研修の開始の日から3年目に、その後は3年ごとに更新申請をしなければならない。

(更新手続)

第10条 認証更新申請団体は、機構に対し、次の各号に掲げる申請書類を提出しなければならない。その際、当該認証更新申請団体は、本会对し、運営委員会が定める審査のための費用を支払わなければならない。

(1) 研修認証更新申請書（様式第3号）

(2) 自己評価報告書（様式第4号）

第3節 調査

第11条 機構は、研修受講者や関係者から機構に対し実施体制や研修プログラムに問題があるなどの指摘があった場合には、研修実施団体に対し調査を行うことができる。

- 2 前項の調査の結果、認証申請内容と異なるなど認証研修として改善が必要とされたときは、機構は、当該研修実施団体に対し、改善の指導を行う。なお、研修実施団体が改善の指摘を受けたにもかかわらず改善がなされない場合には、認証を取り消すことができる。

第4節 再認証

第11条の2 再認証の手続きについては、第1節を準用する。

第2章 不服審査

第1節 不服審査委員会

(不服審査委員会)

第12条 認定介護福祉士研修認証規則第18条の不服申立に対する審査を行うための委員会として、不服審査委員会を置く。

- 2 不服審査委員会の委員は、部会の部会員を兼ねることができない。
- 3 不服審査委員会の委員及び運営については、別に定める。

第2節 不服申立審査手続

(不服申立の申請)

第13条 認定介護福祉士研修認証規則第18条第1号の規定に基づく不服申立は、認証基準に適合しないという判定について、その結論の基礎となっている事実誤認の有無についてのみ、根拠となる関連資料を付して行うことができる。

- 2 事実関係の内容を確認するための関連資料は、すでに当該団体が提出している申請資料のほか、審査結果を受領した日から60日以内に提出した資料とする。
- 3 不服審査委員会は、必要と判断した場合、当該団体から意見を聴取することができる。

第14条 認定介護福祉士研修認証規則第18条第2号の規定に基づく不服申立は、認証の取消しの判定について、その結論の基礎となっている事実誤認の有無についてのみ、根拠となる関連資料を付して行うことができる。

- 2 事実関係の内容を確認するための関連資料は、すでに当該団体が提出している資料の

ほか、当該認証が取り消された日から 60 日以内に提出した資料とする。

3 不服審査委員会は、必要と判断した場合、当該団体から意見を聴取することができる。

第 15 条 不服審査委員長は、不服申立に対する裁決案を作成し、運営委員会に報告しなければならない。

第 16 条 運営委員会は、不服申立に対する裁決案について審議し、不服申立に対する裁決を決定する。

第 3 章 費用の負担

第 17 条 第 1 条及び第 10 条の申請者は、審査のための費用を負担しなければならない。

2 審査のための費用には、認証審査料の他、認証の公表に関する費用を含むものとする。

3 審査のための費用は、次の各号に掲げる額とする

(1) 第 1 条の申請 1 科目あたり 3 万円（消費税を含む。）

(2) 第 10 条の申請 1 科目あたり 3 万円（消費税を含む。）

4 一度納入された審査のための費用は、理由の如何に関わらず、返還しない。

第 4 章 雑則

(改廃)

第 18 条 この細則の改廃は、運営委員会の決議により行うものとする。

(委任)

第 19 条 この細則に定めるものの他、研修認証審査の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

1 この規則は、令和 4 年 2 月 25 日から施行する。